

東海村中小企業事業資金融資制度利子補給補助金について

村内商工業の振興を図ることを目的として、『自治金融制度融資』『特別小口保証融資』『商工業特別融資』『小規模事業者改善資金』を利用する中小企業者に対し、利子の一部について補助を行い、中小企業者の負担軽減を図っております。

1 補助内容

『自治金融制度融資』『特別小口保証融資』『商工業特別融資』『小規模事業者改善資金』

を利用された場合に下記内容の補助が受けられます。

- ・補助期間：第1回～第36回返済分
- ・補給率：1%を超えた利子額（補助上限は1%）

例）金利1.35%の融資を利用した場合

自己負担を1%とし、補助対象利子は0.35%となります。

（注意）代位弁済を受けたとき、償還の履行を怠った延滞期間中等は補助を受けられません。

2 補助スケジュール

融資を受けた年の 翌年2月まで	融資を受けた事業者は、申請書類を産業政策課へ提出 ※融資を受けた年の翌年2月までに3年分を申請
毎年3月	融資をした金融機関が、事業者に代わり東海村に補助申請
毎年4～5月	東海村が事業者に対し、補助金の交付決定通知・補助金振込 (毎年(1月1日～12月31日)の利子支払状況で交付します。)

3 申請書類

- ・東海村中小企業事業資金融資制度利子補給金補助金交付申請に係る委任状（様式第1号）
- ・融資に係る償還（返済）予定表の写し
※融資に係る償還（返済）予定表の写しを紛失された場合は、融資を受けられた金融機関で再発行を受けてください。

4 提出先

〒319-1118

東海村舟石川駅東三丁目1番1号

東海村産業・情報プラザ(iVil) 1階

東海村役場 産業政策課 産業政策推進担当

